

角田市民ゴルフ場利用約款

公益財団法人角田市地域振興公社が管理運営する角田市民ゴルフ場のコース、クラブハウス、乗用カート等のゴルフ場施設（以下「ゴルフ場」という。）をご利用のお客は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、角田市都市公園条例及び同施行規則等による他、本約款の定めに従ってご利用願います。

（利用契約の成立）

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、別に定める予約手続きを経て、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の利用申請書に署名し利用の申込みをして下さい。この利用申請書を当ゴルフ場が受理したときに利用契約が成立します。

（利用の申込み）

第2条 当ゴルフ場を利用されるときは、基本的に予約が必要です。ただし、次条各号に該当する場合には、予約申込みの受付をお断りします。

（利用の拒絶）

第3条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りします。

- （1）満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- （2）天災、事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズもしくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- （3）利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- （4）利用者が集団、または常習として暴力的行為を行うおそれがあると認められるとき、その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。
- （5）偽名又は他人名義で申込みをしたとき。
- （6）その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

（利用継続の拒絶）

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りします。

- （1）当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- （2）天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないと判断されるとき。
- （3）施設の利用開始後、前条各号に該当することが判明したとき。
- （4）技術未熟及びマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- （5）その他本約款に違反したとき。

（休業日、開場時間、スタート時間）

第5条 当ゴルフ場の休業日、開場時間及びスタート時間は、角田市都市公園条例及び同施行規則に定めるところによります。ただし、臨時的に変更する場合があります。

2 予約したスタート時刻を過ぎてご来場の場合、または当ゴルフ場が定める最終スタート時刻を過ぎた場合、施設の利用をお断りすることがあります。

（利用料金の支払い）

第6条 利用料金の支払いは、当ゴルフ場が認める手段によりフロントにて行って下さい。

（金銭その他貴重品）

第7条 金銭その他貴重品については、備え付けの貴重品ロッカーをご利用下さい。

- （1）貴重品ロッカーをご利用いただいた場合、ご利用時間中はお客様の所有物と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理していただきます。また、携帯品についても当ゴルフ場は責任を負いません。
- （2）貴重品ロッカーに入りきらないカバン等については、当ゴルフ場ではお預かりできません。

（盗難、損傷等の責任の所在）

第8条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車並びに車内の盗難、損傷については一切の責任を負いません。

（ロッカーの鍵）

第9条 ロッカー（リターン式コインロッカー）の鍵は、各自で保管していただくものとし、これの紛失による事故が発生しても、当ゴルフ場は責任を負いません。また、ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりできません。

（宅配便の事故）

第10条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はあくまで当業者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

（乗用ゴルフカートの利用）

第11条 乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運行を遵守することとし、プレー目的以外の使用はお断りします。運転は自動車の運転免許証取得者のみとします。

2 乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場が定める場所以外の通行を禁止します。

3 乗用ゴルフカートに故障等がある場合、また、そのおそれがある場合は、速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出下さい。

4 利用者の故意または過失を起因とする事故については、一切の責任を負いません。また、この場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

（危険防止責任とエチケットマナーの厳守）

第12条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、自己の責任により安全を確認した上でプレーして下さい。

（ティーイングエリアにおける素振り）

第13条 素振りは、ティマーク内の打席、または特に指定された場所以外では行わないで下さい。特に、打者以外のプレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

（前方組への打込み禁止）

第14条 前方組に対して、後続組のプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断し安全確認の上、前方組に絶対に打ち込まないよう打球して下さい。

（打者の前方に出ないこと）

第15条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。また、他のプレーヤーの打球に十分注意して危険回避して下さい。

（隣接ホールへの打込み）

第16条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球して下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

（退避）

第17条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまでは、安全な場所に退避して下さい。

（ホールアウト後の退去）

第18条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んで下さい。

（プレーの進行）

第19条 プレーの進行については、特に、前の組と1ホール以上の間隔を空けないようにして下さい。ボール探しは3分以内にして下さい。

（多球プレーの禁止）

第20条 複数球を使用しているラウンドは、プレー時間の遅延や打球事故の原因となります。また、コースのダメージによるプレー環境の悪化にもつながるため、OBやロストボールの対処等を除き多球プレーを禁止します。

（雷鳴が近づいた場合）

第21条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、待避所（マイクロバス）等安全と思われる場所に退避して下さい。

（プレー開始前、終了後のクラブの確認）

第22条 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合は、クラブ及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。クラブの不足、損傷、取扱いについて、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

（火気使用の禁止）

第23条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃えがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

（違反の場合の責任）

第24条 当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。

- （1）利用者が、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条及び第23条に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合。
- （2）利用者が、第11条、第12条、第15条、第17条、第18条、第21条及び第23条に違反して自ら損害等の被害を受けた場合。

（施設に損害を与えた場合）

第25条 利用者の故意または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

（ゴルフ場内への持込品禁止）

第26条 ゴルフ場内へ次のものを持ち込むことを禁止します。

- （1）動物ペット類
- （2）悪臭を放つもの
- （3）銃砲刀剣類
- （4）火薬、揮発油等発火、爆発もおそれのある危険物
- （5）騒音を発するもの
- （6）ゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの
- （7）その他危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

（行為の禁止）

第27条 ゴルフ場内で、次の行為はお断りします。

- （1）賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- （2）物品販売、宣伝広告等の行為。（特に許可する場合を除く。）
- （3）他人に迷惑を及ぼし、または、不快感を与える行為。
- （4）特に許可した利用者以外（キャディ、ギャラリー等）のコース内への立入。なお、特に許可した場合であっても、利用者以外が傷病等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

（信義則）

第28条 本約款に定めのない事項については、ゴルフの精神に則り誠実の原則に従って解決されるものとします。

（改定）

第29条 本約款は、必要に応じて予告なく改定することがあります。